大規模小売店舗の新設について (公告)

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 5 条第 1 項の規定による新設の届出 の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和5年9月25日

新潟市長 中原 八一

- 1 大規模小売店舗の名称,所在地名 称 (仮称)南出来島商業街区所在地 新潟市中央区南出来島1丁目9-27 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称 エヌシーイー株式会社

法人代表者役職·氏名 代表取締役 大平 豊

住所 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目7番25号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

小売業を行う者の 氏名又は名称	法人にあっては 代表者の役職・氏名	住所	備 考 (主として販売する物品の種類)
株式会社ローソン	代表取締役 竹増 卓信	東京都品川区大崎一丁目 11番2号	日用品・食料品・酒類等
株式会社ドリーム	代表取締役 小野 兼資	香川県高松市塩屋町 14 番地 5	生地、手芸用品、毛糸等
株式会社KMC北 関東	代表取締役 松岡 忍	群馬県伊勢崎市宮子町 3427番地12	オートバイ、オートバイ 用品等

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和6年5月15日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計 計1,396 平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - 収容台数 計70台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - · 収容台数 計 10 台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計63.0平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計 11.47 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の 氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ローソン	24 時間	
株式会社ドリーム	午前 10 時 00 分	午後 9 時 00 分
株式会社KMC北関東	午前 10 時 00 分	午後 9 時 00 分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯24 時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 3箇所
 - ・出入口の位置 届出書に添付された図面のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯	
荷さばき施設 1	24 時間	
荷さばき施設 2	午前 6 時 00 分~午後 9 時 00 分	
荷さばき施設3	午前 6 時 00 分~午後 9 時 00 分	

7 届出年月日令和5年9月14日

8 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び中央区地域課

9 縦覧期間

令和5年9月25日から令和6年1月25日まで

10 大規模小売店舗立地法に関する事項, 意見書の提出方法その他の問い合わせ先 新潟市経済部商業振興課

電 話 025-226-1629

 $E \nearrow - \mathcal{V}$ shogyo@city.niigata.lg.jp